

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年三月三十一日
外 土 曜 日
号

選舉管理委員會規則

◇鳥取縣選舉管理委員會規則第一号

公職選挙法による選挙事務規程（昭和二十五年九月鳥取縣選舉管理委員會規則第二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を次のように改める。

第十三條の見出しを「（投票所の開閉時刻の特例）」に改め、同條中「令第二十七條第一項」を「法第四十條但書」に、「閉鎖時刻」を「開鎖時刻」に、「選挙

の期日前七日迄」を「選挙の期日の公示又は告示があつた日から五日以内」に改め、「文書で」の下に「同條第二項の規定による告示の案を添えて」を加え、同條に次の一項を加える。

2、投票管理者は、法第四十條第二項の規定による通知を受けたときは、直ちに当該区域の選挙人に対して周知の方法を講じなければならない。

第十八條中「し、選挙期日前三日までにこれを選挙人に配付」を削る。

第四十三條第一項中「知事及び縣の教育委員会の委員」を「縣の議會議員、知事及び教育委員会委員」に改める。

第四十四條を次のように改める。

第四十四條 削除

別記第三号様式中「確定年月日」を「確定年月日又は

整理年月日」に改める。

附則

この規則は、昭和二十六年四月一日から施行する。

鳥取縣選舉管理委員會規則第二号

公職の候補者の氏名等の揭示に関する規程(昭和二十五年九月鳥取縣選舉管理委員會規則第四号)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

公職の候補者の氏名等の揭示に関する規程

の一部を改正する規則

公職の候補者の氏名等の揭示に関する規程の一部を次のように改める。

第一條中「規定により揭示する衆議院議員、參議院議員、知事及び縣の教育委員會の委員」を「規定による公職の」に改める。

第二條中「別に縣の選舉管理委員會(以下「委員會」

という。)が定められる様式によらなければならない。」「を「別記様式に準じてしなければならない。」に改め、同條第二項を削る。

第三條第一項中「委員會」を「選舉管理委員會(以下「委員會」という。)に改める。

別記様式を次のように加える。

別記様式

何々選舉候補者氏名				
党 派	氏 名			
何々党	何 某			
何々同盟	何 某			

備考 候補者の氏名には振仮名を付けなければならない。

附則

この規則は、昭和二十六年四月一日から施行する。

昭和二十六年三月三十一日印刷

昭和二十六年三月三十一日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣公報

昭和二十六年三月三十一日
外 土曜日

本報ノ大キサハ國定規格A五判

告示

○鳥取縣告示第四百四十三号

次の土地は保安林に編入する予定である。

昭和二十六年三月三十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

記

郡	町村	大字	字	地番	地目	台帳面積	町	見込面積	町	編入面積	町	保安林種	所	所有者
岩美	浦生	鳥越	嫁ヶ谷	一、〇〇一	山林	一九〇二	町	一九〇二	町	一九〇二	町	土砂	打止	岩美 浦生 山本万喜太
"	"	"	"	一、〇〇二	"	五五〇〇	町	六〇〇〇	町	六〇〇〇	町	保安林	"	山本 武
"	大茅	菅野	池ノ谷頭	七九	原野	一七、四二〇	町	一七、四二〇	町	一七、四二〇	町	水源	瀨養	大茅 村
"	成器	上地	扇山	八七八ノ六	山林	〇五〇〇	町	〇五〇〇	町	〇五〇〇	町	保安林	"	成器 細砂莊五郎 外八〇名
"	"	"	"	ノ八	"	三、〇〇〇	町	三、〇〇〇	町	三、〇〇〇	町	"	"	"

00444

学 校 名	位 置
鳥取縣立呂法実業高等学校	鳥取縣岩美郡米里村古郡家七三番地
宇倍野分校	宇倍野村町屋四〇七番地
岩美実業高等学校	浦富町浦富七三三番地ノ一
福部分校	福部村高江一八八番地
青谷高等学校	氣高郡青谷町北浜二、九一二番地
鹿野分校	鹿野町寄田三三一番地
鳥取東高等学校大郷分校	大郷村金沢五九一番地
美和分校	大和村倭文六五番地
八頭高等学校用瀬分校	八頭郡用瀬町用瀬八三一番地ノ一
東伯高等学校旭分校	東伯郡旭村本泉三七七番地ノ一
倉吉農業高等学校南谷分校	南谷村大鳥居一、二三八番地ノ二六
一 昭和二十六年四月一日設置する学校	
学 校 名	位 置
鳥取縣立氣高高等学校	鳥取縣氣高郡湖山村湖山一、二五八番地
鳥取東高等学校浦富分校	青谷町北浜二、九三二番地
氣高高等学校鹿野分校	岩美郡浦富町浦富七三三番地ノ一
	氣高郡鹿野町寄田一、二三一番地

00445

学 校 名	課 程 科 名	位 置
一、昭和二十六年三月三十一日廢止する高等学校の課程及び科名		
学 校 名	課 程 科 名	位 置
鳥取縣立鳥取東高等学校	全日制、定時制 農業科	鳥取縣氣高郡湖山村湖山一、二五八番地
東伯高等学校	全日制、定時制 農業科 家庭別科	東伯郡上井町上井四三〇番地
鳥取西高等学校	全日制 商業別科	鳥取市東町三番地
八頭高等学校	全日制 畜産別科	八頭郡智頭町七二一番地ノ一
一、昭和二十六年四月一日設置する高等学校の課程及び科名		
学 校 名	課 程 科 名	位 置
鳥取縣立鳥取東高等学校	全日制、定時制 農業科	鳥取縣鳥取市立川町三二〇番地
浦富分校	全日制、定時制 農業科 家庭別科	岩美郡浦富町浦富七三三番地ノ一
氣高高等学校	全日制、定時制 農業科	氣高郡湖山村湖山一、二五八番地
	全日制、定時制 普通科 農業科	青谷町北浜二、九三二番地
鹿野分校	全日制、定時制 農業科	鹿野町寄田三三一番地
美和分校	全日制、定時制 農業科	大和村倭文六五番地

00449

日野高等学校		境高等学校		米子西高等学校	
定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制
農業科	普通科 農業科	普通科(夜間)	家庭別科 農業科 水産科 普通科	家庭別科	商業科() 普通科 工業科
農業課程 農村家庭課程	普通課程 農林課程 畜産課程	普通課程 農村家庭課程	普通課程 製造課程 漁撈課程	普通課程 土木課程 電氣課程 応用化学課程	普通課程 機械課程 電氣課程 商業課程
江尾町小江尾六二番地	溝口町溝口三一一番地	日野郡根雨町根雨字中祖三三八番地ノ一 黒坂町黒坂字紺屋田一、二一〇番地ノ一	境町東本町二番地 余子村竹内五五五番地	西伯郡境町東本町二番地 上道村山中二〇六四番地	米子市錦町一丁目一〇三番地 博労町四丁目二二〇番地 錦町一丁目一〇三番地

00448

米子東高等学校		東伯高等学校		倉吉高等学校	
定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制
普通科(夜間)	農業科 商業科 實業別科	普通科 農業科	家庭別科 農業科	普通科(夜間)	家庭別科 工業科
普通課程 農村家庭課程	農業課程 商業課程	普通課程 農村家庭課程 農業課程	普通課程 農村家庭課程 農業課程	普通課程	機械課程 電氣課程
米子市勝田町三〇七番地	西伯郡法勝寺村法勝寺とかまえ地内 米子市長砂町一八八番地	米子市勝田町三〇七番地 長砂町一八八番地 西伯郡法勝寺村法勝寺とかまえ地内	赤碕町赤碕字狐塚野一、九二二番地 八橋町保五七一番地	東伯郡由良町由良宿一、六〇八番地	堺町二〇一番地 余戸谷町三、〇五八番地 堺町二〇一番地

00452

鳥取東高等学校の欄「稻葉」の次に「明德(旧日進小学校区のみ)」を、鳥取西高等学校の欄「賀露」の次に「明德(旧富桑小学校区のみ)」を、米子東高等学校の欄「大和」の次に「賀野第一」を加える。
 米子西高等学校の欄「御來屋」「光徳」を削る。
 二、普通科(自由学区)の表中
 東伯高等学校、米子西高等学校の欄「下中山」の次に「御來屋」「光徳」を加える。
 米子東高等学校、日野高等学校の欄「賀野第一」を削る。
 三、普通科(自由学区)の表の次に次の一項を加える。
 二ノ二普通科(全縣一区)

校名	鳥取縣全部	上記学校に通学すべき校区
----	-------	--------------

四、実業科(中学区)を次のように改める。

高等学校名	課程名	上記の課程に通学すべき区域
鳥取東高校	機械課程 電氣課程 農業課程	東部通学区 鳥取市 岩美郡
八頭高校	商業課程 農業課程	鳥取市 八頭郡 氣高郡

00453

五、実業科(全縣一区)を次のように改める。

校名	課程名	中部通学区 東伯郡 氣高郡
倉吉高校	機械課程 電氣課程	中部通学区
米子東高校	商業課程 農業課程 電氣課程	東伯郡
米子西高校	機械課程 電氣課程	氣高郡
養良農高	農業課程 農村家庭課程	西部通学区 米子市 西伯郡
日野農高	農林課程	日野郡

上記の課程に通学すべき区域

校名	課程名	鳥取縣全部
鳥取東高校	金屬工業課程 建築課程	鳥取縣全部
八頭高校	林業課程	鳥取縣全部
氣高農高	農産製造課程	鳥取縣全部
倉吉農高	農業土木課程	鳥取縣全部
米子東高校	農蚕課程	鳥取縣全部
米子西高校	応用化学課程 土木課程	鳥取縣全部
境高	漁撈課程 製造課程	鳥取縣全部
日野高	畜産課程	鳥取縣全部